

八尾市告示第55号

令和7年度第2回用途廃止パソコン及びプリンタ等の売却について、一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6並びに八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号。以下「規則」という。）第101条及び第104条の規定により次のとおり公告する。

令和8年1月30日

八尾市長 山 本 桂 右

記

1 入札に付すべき事項

- (1) 件名 令和7年度第2回用途廃止パソコン及びプリンタ等の売却
- (2) 入札に付する物件 仕様書に定めるとおり。
- (3) 履行期限 令和8年3月23日まで
- (4) 入札回数 3回打切りとする。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 公告の日から過去3年の間、令第167条の4第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 古物営業法（昭和24年法律第108号）に基づく古物商許可証（行商する旨を記載したものに限る。）を取得している者であること。
- (4) 公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間において、八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置（以下「入札参加停止措置」という。）及び八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置（以下「入札等排除措置」という。）を受けていないこと。
- (5) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

3 一般競争入札参加資格審査申請書及び入札書等

公告の日から令和8年2月25日までの間に本市のホームページに一般競争入札参加資格審査申請書及び入札書等の様式を掲載するので、これらをダウンロードすること。

4 入札参加資格審査申請手続

- (1) 入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書、誓約書、古物商許可証の写し（行商する旨が表示されていること）及び実績調書（ただし、過去2年間で同様の業務を行った実績がある場合のみ）（以下「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- (2) 申請書類は、入札参加資格審査申請受付期間内に受付場所に持参して提出しなければならない。

5 入札参加資格審査申請受付

- (1) 受付期間 公告の日から令和8年2月12日までの日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで
- (2) 受付場所 八尾市本町一丁目1番1号
八尾市役所西館5階 会議室

6 入札参加資格審査及び通知

申請書類により入札参加資格を審査し、入札参加資格を認められなかった者に対しては、理由を付して通知する。

7 入札に付する物件に対する質問及び回答

- (1) 入札に付する物件に対する質問は、電子メールにより行うこととし、その他の方法によるものは、一切受け付けない。なお、質問を行う場合は、受信確認のための電話連絡を行うこと。

ア 質問受付期間 公告の日から令和8年2月13日正午まで

イ 問合せ先 八尾市政策企画部デジタル戦略課

電話 072-924-9860（直通）

メールアドレス koubo_joho@city.yao.osaka.jp

- (2) 受け付けた質問及びその回答は、令和8年2月17日までに本市ホームページ上にて公開する。

8 入札に参加することができない者

- (1) 入札参加資格審査申請受付締切から入札執行時までの間において、入札参加停止措置又は入札等排除措置を受けている者
- (2) 入札参加資格審査申請受付期間内に申請をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者で、当該法律に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの

9 契約条項を示す場所

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所西館5階 会議室

10 入札保証金

規則第106条に規定する入札保証金は、規則第108条各号のいずれかに該当する場合はその全部又は一部を免除する。ただし、入札保証金の納付を免除された場合において、落札者が契約を締結しないときは、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

11 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和8年2月25日（水）午後4時00分

(2) 場所 八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館4階 入札室

12 入札の中止等

令和7年度第2回用途廃止パソコン及びプリンタ等の売却に係る一般競争入札心得（以下「入札心得」という。）第5条に定めるところによる。

13 落札者の決定

- (1) 予定価格以上の入札者のうち、最高の価格で入札したものを落札者とする。ただし、次のいずれかに該当すると本市が判断したときは、落札者とならないことがある。

ア 当該入札価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあること。

イ その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとして著しく不適當であること。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者の数が 2 以上であるときは、くじにより落札者を決定する。

14 入札の無効

規則第111条各号のいずれか又は入札心得第 7 条各号のいずれかに該当する入札及び虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

15 納付方法

落札者は、落札した金額に消費税及び地方消費税の合計額を加算して得た額を契約書で定める期限までに納付書により納付しなければならない。

16 その他

入札に参加する者の数が 1 の場合であっても、入札は行うものとする。

17 問合せ先

八尾市本町一丁目 1 番 1 号

八尾市政策企画部デジタル戦略課

電話 072-924-9860 (直通)

メールアドレス koubo_joho@city.yao.osaka.jp